

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年11月28日（令和6年（行情）諮詢第1320号）及び同年12月19日（同第1426号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1010号及び同第1016号）

事件名：「開示請求された文書の開示・不開示について」等の一部開示決定に関する件

「開示請求された文書の開示・不開示について」等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月12日付け防官文第1938号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1

ア 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）別紙1（略）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に

保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から 22 枚目）と定めている。

（ウ）上記（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 22 年度（行情）答申第 538 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても特定を求める。

平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）審査請求書 2

文書の特定に漏れがある。

開示された文書のうち（2）—1の「伺い文」欄には、本件決裁の関連文書には（案1）から（案5）まで存在するはずだが、（案5）しか特定されていない。

第3 質問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（令和6年（行情）質問第1320号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成31年2月12日付け防官文第1938号により、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」としているが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 理由説明書2（令和6年（行情）諮問第1414号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「開示請求された文書の開示・不開示について（2018.10.1一本本B1244）」及び「開示請求に係る開示・不開示について（決定：B88、A112、A113、B123）」（注：「（決定：B88、A112、A113、B123）」は「（決定：B88、A112、A113、B1237、B1244）」の明白な誤記と認める。）（併せて本件対象文書）を特定し、平成31年2月12日付け防官文第1938号により、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は、「文書の特定に漏れがある」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

よって、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審

議を行った。

- | | |
|--------------|---|
| ① 令和6年11月28日 | 諮詢の受理（令和6年（行情）諮詢第1320号） |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年12月13日 | 審議（同上） |
| ④ 同月19日 | 諮詢の受理（令和6年（行情）諮詢第1426号） |
| ⑤ 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑥ 令和7年3月7日 | 令和6年（行情）諮詢第1320号及び同第1426号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮詢庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、請求文言に「防官文第18726号（2018.10.1-本本B1244）の決裁関連文書。」と記載されていたことから、上記「2018.10.1-本本B1244」の開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る開示・不開示の決定及び開示請求者への不開示決定通知書に係る決裁関連文書を本件対象文書として特定した。

イ 文書2については、別件開示請求を含む複数の開示請求のうち、別件開示請求に係るものを本件請求文書に該当するものとして特定したものである。

ウ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成又は取得しておらず、保有もしていない。

（2）これを検討するに、上記（1）ア及びイの本件対象文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮詢庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認めら

れないとからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに職名等について

ア 別表の番号1、2及び4に掲げる不開示部分には、起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに職名等が記載されていると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示とした理由について改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

当該不開示部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 上記イを踏まえ検討すると、別表の番号1、2及び4に掲げる不開示部分には、起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに職名等が記載されており、これを公にすることにより、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 内線番号について

別表の番号3及び5に掲げる不開示部分には、起案者の内線番号が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 開示請求者の氏名等について

別表の番号6及び7に掲げる不開示部分には、開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、

法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

防官文第18726号（2018.10.1一本本B1244）の決裁関連文書。

2 本件対象文書

文書1 開示請求された文書の開示・不開示について（2018.10.1一本本B1244）

文書2 開示請求に係る開示・不開示について（決定：B88、A112、A113、B1237、B1244）

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	起案用紙中、「部署」の欄の一部及び「起案者」の欄の全部	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2		起案用紙中、「決裁・供覧欄」の欄一部	国が機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3		起案用紙中、「連絡先」の欄の全部	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4	文書 2	起案用紙中、「起案者」の欄の全部及び「決裁・供覧欄」の一部	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5		起案用紙中、「連絡先」の欄の全部	個人に関する情報であって、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

6	行政文書不開示決定通知書及び行政文書開示請求書中、開示請求者の氏名	開示請求者の氏名については、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる从から、法5条1号に該当するため不開示とした。
7	行政文書開示請求書中、開示請求者の住所及び連絡先	開示請求者の住所及び連絡先については、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。